(厚生労働省6(Ⅳ-1-1))

#### 施策目標名

施策の概要

女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること (施策目標Ⅳ-1-1)

基本目標Ⅳ:女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、 ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること

施策大目標1:女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること

#### 【男女労働者の均等な機会と待遇の確保やハラスメント対策の推進】

- ・ 労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するた め、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」とい う。)に沿った男女均等取扱いがされるよう周知徹底するとともに、法違反が認められる企業に対しては、都道府県労働局雇用環境・均 等部(室)において、迅速かつ厳正な指導を行っている。
- これにより、男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備している。
- ・ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(以下「労働施策総合推進法」という。) や男女雇用機会均等法等が改正され事業主のパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が、令和4年4月1日より全面 施行されたことや、全ての企業において労働者が事業主にセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメント等の相談をし たこと等を理由とする事業主による不利益取扱い禁止などの内容について、事業主向けの説明会の開催を始めとする様々な機会を通 じて、改正法や指針の内容等の周知徹底を図る。また、指針において望ましい取組とされているカスタマーハラスメントや就活ハラスメン トへの対応についても企業の取組を促すため、研修等を実施するとともに、企業の対応事例を収集し周知を図る。さらに、ハラスメント事 案が生じた企業等の事業主や人事労務担当者からの相談に応じ、解決するための対応策を助言するとともに事例集を周知する事業を 実施する。
- ・ 職場におけるハラスメントに関する相談については労働施策総合推進法等に基づく紛争解決援助制度を活用し、迅速・丁寧な対応を 行い、法令違反が疑われる事案を把握した場合は、積極的に報告請求・是正指導等を行う。
- ・ さらに職場におけるハラスメントの撲滅の気運の向上を目的として「職場のハラスメント撲滅月間」(12月)にポスター掲示やシンポジ ウム開催等による集中的な広報を実施する。
- ・加えて、カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策を事業主の雇用管理上の措置義務とするこ 1 と等を内容とする改正労働施策総合推進法等が第217回通常国会において成立したところであり、改正法の周知を図る。

### 【女性の活躍推進】

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づき、
- (1)自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析
- (2)(1)を踏まえた行動計画の策定・社内周知・公表
- (3)行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出
- (4)自社の女性の活躍に関する情報の公表等が義務付けられている常用労働者数101人以上の一般事業主(国及び地方公共団体以 外の事業主をいう。)に対し、必要な助言を行うこと
- 等により、女性活躍推進法に基づく取組の実効性確保を図っている(常時雇用する労働者数が100人以下の企業は努力義務)。
- ・ また、行動計画を策定した旨の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生 労働大臣の認定(「えるぼし」認定、「プラチナえるぼし」認定)を受けることができる。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定 マークを商品等に付することができ、認定のメリットも含め広く周知し、認定申請に向けた取組促進を図る。
- ・ 女性活躍推進法に基づく情報公表事項を掲載できる「女性の活躍推進企業データベース」を整備している。「えるぼし」認定及び「プラ チナえるぼし」認定を受けるには同データベースに実績を毎年少なくとも1回公表する必要がある。
- ・ 令和4年7月8日に義務付けられた、常用労働者数301人以上の事業主に対する「男女の賃金の差異」の状況把握・情報公表につい て周知・徹底を図る。
- ・ 加えて、女性活躍推進法の期限の延長や、男女間賃金差異の情報公表義務の対象企業拡大、女性管理職比率の情報公表の義務 化等を内容とする改正女性活躍推進法が第217回通常国会において成立したところであり、改正法の周知を図る。

#### 【仕事と家庭の両立支援等】

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律により、育児休業制度や、介護休業制度、短時間勤務 制度等、制度の普及・定着に向けた指導を行い、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を進めて
- ・ 次世代育成支援対策推進法により、事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画(一般事業主行動計画)の策定、届出、周知 及び公表が義務づけられており、事業主に対する助言、指導により、法の履行確保を図っている。

#### (制度改正)

- 男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにし、「共働き・共育て」の実現を目指すため、令和6年5月に「育児休業、介護休業等育 児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」(令和6年法律第42号)が 成立し、「子の看護休暇」の見直しや所定外労働の制限の対象拡大等については、令和7年4月に施行されたことから、その履行確保に 取り組む。また、柔軟な働き方を実現するための措置等が同年10月より施行予定であることから、その周知徹底に努める。
- ・ 次世代育成支援対策推進法により、常時雇用する労働者数が101人以上の事業主に労働者の仕事と子育ての両立を図るための一 般事業主行動計画の策定等を義務付けているところ、上述の改正法の成立により法律の有効期限が延長され、また、令和7年4月から 当該計画の策定又は変更時に育児休業等の取得状況や労働時間の状況の把握・数値目標の設定が義務付けられたことから、引き続 きその履行確保に取り組む。

# 【柔軟な働き方がしやすい環境整備】

「注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して、主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は 役務の提供を行う就労」である自営型テレワークについては、令和6年8月に改定した「自営型テレワークの適正な実施のためのガイド ライン」を周知するため、ガイドラインの周知資料および周知動画の作成を行う。併せて、自営型テレワークに関する総合支援サイト 「ホームワーカーズウェブ」を運営し、自営型テレワーカー及び発注者等に対し、有益な情報提供を行う。

3

2

- ・ 関係省庁(公正取引委員会・中小企業庁等)と連携し、フリーランスと発注者との間の取引上のトラブルについて、弁護士にワンストッ プで相談できる窓口「フリーランス・トラブル110番」を設置し(令和2年11月~)、丁寧な相談対応を行っている。
- ・ 令和6年11月に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(令和5年法律第25号)が施行された。同法第2章の取引適 正化部分は公正取引委員会・中小企業庁が、第3章の就業環境整備部分については厚生労働省がそれぞれ所管している。就業環境 整備部分について、特定受託事業者(フリーランス)から申出があった場合等には、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において調 査等適切な対応を行い、法の履行確保を図っている。

1ページ

#### 【ハラスメントの相談件数の推移およびハラスメント対策の推進】

**直近3年間のセクシュアルハラスメントに係る相談件数は、**6,849件(令和4年度)、7,414件(令和5年度)、7,727件(令和6年度)であり、妊娠・出産等に関するハラスメント(マタニティハラスメント)に係る相談件数は、1,926件(令和4年度)、1,756件(令和5年度)、1,580件(令和6年度)である。

また、直近3年間のパワーハラスメントに係る相談件数は、50,840件(令和4年度)、62,863件(令和5年度)、72,789件(令和6年度)であり、増加が顕著である。これは、令和4年4月の労働施策総合推進法の全面施行に伴い、これまで「民事上の個別労働相談(のいじめ・嫌がらせ)」として計上されてきた相談のうち、労働施策総合推進法に規定する職場におけるパワーハラスメントに関する相談については、同法に基づき計上されることになったことが要因と考えられる。中小企業におけるパワーハラスメント防止措置が義務化されたことに加えて、カスタマーハラスメント等望ましい取組として規定されているハラスメント対策についても引き続き実施する必要があることから、ハラスメント対策に係る周知啓発を積極的に行っている。

男女雇用機会均等法に基づく令和6年度の報告徴収件数は5,074事業所(前年度4,350事業所より724事業所増)、是正指導件数は5,087件(前年 度6,251件より1,164件減)である。指導事項の内容は、「妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務」に関する指導が最も多く1,364件(26.8%)、次 いで「セクシュアルハラスメント措置義務」1,302件(25.6%)、「男女雇用機会均等推進者」1,033件(20.3%)となっている。

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等職場におけるハラスメントの未然防止を図るため、行政指導等の実施や企業の取組に対する支援 等をさらに積極的に行う必要がある。

#### 【25歳~44歳の女性就業率の推移】

25歳~44歳の女性の就業率はこの20年で約18%と大きく上昇(平成16年度63.5%→令和6年度81.9%)している。就業率の上昇により、就業を希望するものの就業していない女性の数は、令和3年度173万(うち25歳~44歳は76万)→令和4年度161万(内25歳~44歳は67万)→令和5年度156万人(うち25~44歳は65万人)→令和6年度149万人(うち25~44歳は56万人)と減少傾向にある。

他方、女性の就業率は25歳から29歳をピーク(令和6年度85.4%)に低下し、30代(35~39歳 令和6年度79.6%)をボトムに40歳から44歳(令和6年度81.4%)で上昇するいわゆるM字カーブとなっている。

就業を希望するものの就業していない女性の更なる減少やM字カーブの解消に向けて、引き続き取り組む必要がある。

#### 【管理職に占める女性割合】

管理職に占める女性の割合は、部長級9.8%、課長級15.9%(いずれも令和6年)で長期的には上昇傾向にある。

#### 【女性活躍推進の状況】

施策を取り巻く現状

令和4年4月1日から一般事業主行動計画の策定・届出、情報公表義務の対象が、常用労働者数301人以上の事業主から101人以上に対象拡大された。令和7年3月末時点における、常用労働者101人以上の事業主の女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出率は98.1%(50,483社/51,480社)であり、概ねすべての101人以上の事業主で策定等がなされている状態である。引き続き、より企業の実態を捉えた行動計画の策定と行動計画に基づいた効果的な取組の推進のため、個別コンサルティング支援等により事業主をきめ細やかに支援していく必要がある。また、えるぼし認定については、1,301社(令和3年3月末)、1,712社(令和4年3月末)、2,176社(令和5年3月末)、2,716社(令和6年3月末)、3,458社(令和7年3月末)と着実に認定企業が増加している。また、プラチナえるぼし認定についても、13社(令和3年3月末)、25社(令和4年3月末)、37社(令和5年3月末)、56社(令和6年3月末)、81社(令和7年3月末)と順調に推移している。

また加えて、令和4年7月8日より、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令」及び「事業主行動計画策定指針の一部を改正する件」が施行・適用された。これにより、情報公表の項目に新たに「男女の賃金の差異」が追加され、常用労働者数が301人以上の事業主については、「男女の賃金の差異」の状況把握及び情報公表が義務化されている。男女の賃金の差異は、男女の募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、差異の要因分析の重要性の理解促進を図る必要がある。その他、企業が女性活躍推進法に基づき情報公表を行う「女性の活躍推進企業データベース」の機能強化を図り、男女の賃金の差異の公表促進を図る必要がある。

#### 【男性の育休取得率の推移】

育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は低水準ではあるものの上昇傾向(令和4年度:17.13%、令和5年度:30.1%、令和 6年度:40.5%)にある。

「男性正社員・職員」に育児休業の利用状況をたずねると、「利用したことはないが、利用したかった(利用したい)」と回答した割合が29.1%(令和4年度調査)となっている。

### 【仕事と生活の両立をめぐる現状】

約7割の女性が、第1子出産後も就業継続している(最新値(令和3年度):69.5%)。

妊娠・出産、子の育児等を理由とした退職理由を見ると、「両立の難しさで辞めた」(45.8%)、「家事・育児に専念するため」(26.8%)(令和4年度調査)となっている。

#### 【自営型テレワーク実施者数の推移】

自営型テレワークは、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であることから、子育て、介護と仕事の両立手段となりうるとともに、多様な人材の能力発揮が可能となる。自営型テレワーク実施者に関して、自営型就業者のうちテレワーカーであったのは、令和3年度は27.3%であり、令和4年度は26.6%、令和5年度は28.7%、令和6年度は27.9%であった。(国土交通省「令和6年度テレワーク人口実態調査」、P20)。

#### 【フリーランスの現状】

プリーランスは462万人(本業:214万人/副業:248万人)(※令和2年、内閣官房試算)おり、「営業」、「講師、インストラクター」、「建設、現場作業」、「「デザイン、コンテンツ制作」、「運輸、輸送、配送、配達」など多様な業種でフリーランスとして就業する者がいる(令和3年、内閣官房)。

フリーランスの取引形態を見ると、取引相手と単発1回限りの案件で取引を行うフリーランスは23.2%に留まり、多くのフリーランスが取引相手と複数回、または長期・定期的な取引を行っている(令和3年、内閣官房)。

	1	に寄せられたパワー ている状況にある。 ・ いわゆる「M字カ ・ 女性管理職割合 ・ そのため、労働者	-ハラスメントに関する村 このほか、婚姻、妊娠・ コーブ」は改善しつつある は上昇傾向にあるが、「 者が性別により差別され 環境を整備するとともに	目談は72,789件と増加し 出産等を理由とする不らが依然として存在して 国際的に見れば低い水 ることなく、ハラスメント	社会問題として顕在化し しており、セクシュアルハ 利益取扱いに関する相談 おり、就業を希望する女 、準である。 、防止対策等に取組むこ と進するため、各企業にも	ラスメントに関する相談も 淡も5,064件と多い状況に 性の数は令和6年で約1 とにより男女がともにその	57,727件と高止まりし こある。 49万人にのぼる。 の能力を十分発揮す				
施策実現のための課題	2	女性が仕事と子育・また、制度はあた・そのため、男性のすい就業環境の整	・ 女性の労働力率と潜在的労働力率(※)の差は大きく、就業を希望する女性の数は令和4年で約161万人にのぼることから、働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮できるようにすることが必要である。 ・ また、制度はあっても男性が育休を利用しづらい職場環境が存在している。 ・ そのため、男性の育児休業取得促進を含め、働きながら育児・介護を行う労働者が、男女ともに希望に応じて仕事と家庭を両立しやすい就業環境の整備が課題となっている。 ※ 潜在的労働力率=(就業者数+完全失業者数+就業希望数)/人口(15歳以上)								
	3	に、ワーク・ライフ・/ 基本的な内容が不 ・ 事業者から業務	バランスに資することが 明確であったり、契約が	でき、多様な人材の能: 一方的に打ち切られた ノーランスのうち、約4害	がき方であることから、子力発揮が可能となる。一つ 30 がまるなど、契約をめぐるが、契約をめぐるが、対が報酬の支払い遅延や	方、口頭による契約のたるトラブルの発生も少なく	めの報酬額、納期等 ない状況にある。				
		達成目	標/課題との対応関係			達成目標の設定理由					
	目標1		法等の履行確保等によ また働く女性が母性を		・ 性別を理由とする差別的取扱いや職場におけるハラスメントは、働く人の個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに職場環境の悪化にもつながることから、働く人が能力を十分に発揮することができるよう、これを防止していくことが						
	(課題1)		を整備することによりそ 目指すとともに、女性の		重要であるため。 ・ 女性の活躍を推進するためには、男女雇用機会均等法に定められた性差別の禁止をはじめとする規定の確実な履行確保を図るとともに、各企業における女性活躍推進法に基づく取組の実効性を高めていく必要があるため。						
各課題に対応した 達成目標	目標2		「児・介護を両立しやすい するとともに、男性による		・ 仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境の整備により、出産・育児を経た女性の継続就業を支援するとともに、男性の育児参画を促進し、男性による育児が当たり前の世の中をつくることで、男女がともに仕事と育児・介護の両立を可能とする社会づくりを推進する必要が						
	(課題2)				あるため。						
	目標3		・良好な就業形態とする ・ストレス字(*) ストレス		<ul><li>自営型テレワークについて、良好な就業形態に向けた課題に対応 することにより、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するため。</li></ul>						
	(課題3)	フと来に、フリーブン	<b>ノスとして安心して働ける</b>	J.垜児で笹川 9 句。	・ フリーランスとして安心して働ける環境を整備することにより、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するため。						
		区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
		当初予算(a)	17,622,562	14,170,368	14,577,146	22,612,888	40,712,737				
	予算の 状況	補正予算(b)	3,480,750	351,220	0	0	0				
施策の予算額・執行額等	(千円)	繰越し等(c)	3,603,162	481,501	461,820	28,962					
		合計(a+b+c)	24,706,474	15,003,089		22,641,850					
	., , , , ,	f額(千円、d)	15,124,117	10,730,713	· · ·	9,891,482					
	執行率(	行率(%、d/(a+b+c)) 61.2 71.5 61.2 43.7									
		施政方針演説等	の名称	年月日	関	係部分(概要・記載箇所	)				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)				令和4年2月25日	職場における女性活躍の推進については、改正女性活躍推進法 円滑な施行等に取り組むとともに、男女間賃金格差そのものの開 を充実する制度の見直しについて、具体的に検討し、速やかに着 てまいります。						

達成目標1につ		法等の履行確保等に。 を備することによりその								てハラスメ
		指標の選定理由	る、いわゆ 就業し、女	るM字カーフ	となっている 推進される。	ることから、イ	· · · · · -	生が育児等	歳から44歳で で退職するこ	
	指標1 25歳~44歳の女性就業率 (アウトカム)	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	計画(令和度の基準値ただし、今	2年12月25日 夏(77.7%)と 3和2年度の	日閣議決定 の差分を6章 目標値につ	)で定めてい 等分すること いては、当	る、令和7年 により設定し 該年度の途	F度の目標だ した。 中で当該計	5次男女共同 水準(82%)と 画が策定され とめる成果目	:令和元年 いているた
		基準値		• "	きごとの目標			目標値	主要な指標	達成
		 令和元年	令和2年度	令和3年度	度ごとの実績 令和4年度		令和6年度	令和7年度		
		77.7%	77.0%	79.1%	79.9%	80.6%	81.3%	82%		0
			77.4%	78.6%	79.8%	80.8%	81.9%			
		指標の選定理由	登用は遅れ	者数が増加 ιているため Ξ労働省「賃	、指標として	設定した。	進しているか	が、諸外国と	比較すると旬	<b>管理職への</b>
	指標2 民間企業の課長相当職に占 める女性の割合 (アウトカム)	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	画(令和2年の基準値(ただし、令	E12月25日限 11.4%)との 計和2年度の	閣議決定)で 差分を6等な 目標値につ	定めている 分することに いては、当	、令和7年度 より設定した 該年度の途	₹の目標水準 こ。 中で当該計	欠男女共同を (18%)と令 画が策定され とめる成果目	和元年度 れているた
	(),)(),	基準値		年月	度ごとの目根	票値		日標値	主要な指標	達成
			<b>今和</b> 0左座	1	度ごとの実績 ┃ ヘ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		<b>人和6左</b> 库		<b>TX 6711</b>	22/34
		令和元年	令和2年度		令和4年度		令和6年度			
		11.4%	15.0%	13.6%	14.7%	15.8%	16.9%	18%		Δ
			11.5%	12.4%	13.9%	13.2%	15.9%			
		指標の選定理由	法違反に対する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)の行政指導を受けて、事業主が是正を行うことにより、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等職場のハラスメントの未然防止が可能となることから、指標として選定した。							
	指標3 ハラスメント防止対策を措置 するよう行政指導された事業	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	目標値については、是正までに要する一定程度の期間を踏まえると100%を達成すること 困難である一方、毎年度高い水準を維持することが重要であるため、年度内の是正割合 て90%を設定した。							
	所のうち、措置を講じた事業 所割合	基準値		年月	度ごとの目標	票値		目標値	主要な指標	
	(アウトカム)		A T- 0 T- T-	1	きごとの実終 「	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	^ T		工文仍旧标	<i>是i</i> %
		_	令和2年度	令和3年度	令和4年度		令和6年度	毎年度		
			90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	0	0
測定指標		指標の選定理由	労働者の 働者数100 者数300人 業の女性活	99.1% 99.5% 99.3% 98.2% 97.9% 97.9% 労働者の6割以上が300人以下の事業主(中小企業)において雇用されているため、常り働者数100人以下の努力義務企業(但し、令和3年度までは法改正以前であるため常用労者数300人以下)において女性活躍推進法に基づく行動計画の策定等がなされることは、業の女性活躍推進に向けた雇用管理改善に寄与することから指標として選定した。(出典)厚生労働省雇用環境・均等局調べ						
	指標4 常用労働者100人(令和3年度 までは300人)以下の事業主	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	市和0年度	の実績(10,			以降の平均 5社≒12,200		を踏まえて詞	设定。
	の女性活躍推進法に基づく一	基準値		• "	きごとの目標			目標値	主要な指標	達成
	制制 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		令和2年度	1	度ごとの実績 令和4年度	1	令和6年度			
	(アウトプット)		13,000社 以上(常用 労働者数 300人以下 事業主)	32,000社 以上(常用 労働者数 300人以下 事業主)	6,500社 以上(常用 労働者数 100人以下 事業主)	8,000社 以上(常用 労働者数 100人以下 事業主)	9,900社以 上(常用労 働者数100	12,200社以 上(常用労		0
				21,771社(常 用労働者数 300人以下 事業主)			10,478社 (常用労働 者数100人 以下事業 主)			

	指標の選定理由	女性活躍推進法に基づく認定は女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業 指標の選定理由 指標として選定した。 (出典)厚生労働省 雇用環境・均等局調べ								
指標5 女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定)を受けた企業	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠									
数 (アウトプット)	基準値			きごとの目標 まごとの実績	···—		目標値	主要な指標	達成	
	令和元年	令和2年度	令和3年度	度ごとの実約 令和4年度	令和5年度	令和6年度	<b>今和7年度</b>			
	ተለከ/ሁተ									
	1,056社	1,200社以 上	1,550社以 上	1,950社以 上	2,300社以 上	3,000社以 上	4,000社以 上		0	
		1,301社	1,712社	2,176社	2,716社	3,458社				
【参考】指標6		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		口問題研究所基本調査(夫集	婦調査)」	
第1子出産前後の女性の継 続就業率		-	69.5%	-	_	-		※上記調査は 期であり、令利 新しい実績値 ない予定。	07年までに	
【参考】指標7			実統	責値 						
都道府県労働局におけるセク		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		(出典)厚生党 府県労働局雇		
シュアルハラスメントの相談件数		6,337件	7,070件	6,849件	7,414件	7,727件		等部(室)にお 等関係法令の ついて」	ける雇用均	
【参考】指標8			実統	責値				(出典)厚生党		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		府県労働局雇 等部(室)にお		
都道府県労働局におけるパ ワーハラスメントの相談件数		18,363件	23,366件	50,840件	62,863件	72,789件		等関係法令のついて」		

達成目標2につい	いて 男女ともに仕事と育	育児・介護を両立しやす	い職場環境	を整備する	企業の取組	]を推進する	らとともに、男	見性による育	「児を促進す	გ	
		指標の選定理由	て男女とも!の育児休業 休業取得を えるととも!こ 資すること!	少子高齢化が急速に進展する中で、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望にて男女ともに仕事と育児等を両立できる社会を実現することが重要な課題となっている。の育児休業取得率は近年上昇しているものの、未だ低い水準にとどまっており、男性の休業取得を促進することで、育児休業の取得を望む男性の仕事と家庭の両立の希望をえるとともに、男女問わずワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境の実資することから指標として設定した。 (出典)厚生労働省「雇用均等基本調査」							
	指標9 男性の育児休業取得率 (アウトカム)	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠									
	() )())	甘浩法		年月	度ごとの目標	票値		口無法	<b>+ 亜 + &gt; + と + 亜</b>	` <b>*</b> c*	
		基準値		年月	度ごとの実績	責値		· 目標値	主要な指標  	達成	
		-	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
		-	13%	16%	18%	28%	39%	50%	0	0	
			12.65%	13.97%	17.13%	30.1%	40.5%				
		指標の選定理由	イクメンプロジェクト公式サイトの活用により社会的機運の醸成を図ることで男性の育 指標の選定理由 業取得率の向上を推進することに資することから指標として設定した。 (出典)厚生労働省「男性の育児休業取得促進事業」実績報告								
	指標10	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	目標値(水準・目標年 目標値については、過去のトレンドも踏まえながら着実度)の設定の根拠 とから、過去3年間の平均件数以上としている。						ぎすことが重要	更であるこ	
測定指標	イクメンプロジェクト公式サイト	基準値		年月	度ごとの目標	票値		日標値	主要な指標	達成	
炽 た 1日1宗	┃ へのアクセス件数 ┃ (アウトプット)	<b>基华</b> 他		年月	度ごとの実績	責値		日保旭	土安は相保	连队	
		_	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	毎年度			
		-	460,000PV	470,000PV	800,000PV	1,060,000 PV	1,060,000 PV	過去3年間 の平均件数 以上		×	
			854,152PV	1,167,930 PV	1,144,639 PV	851,895PV	683,096PV				
	【参考】指標11			実統	責値						
	【ヅ゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゚゙゙゙゙゙゙゚゚゙゚゚゙゙゙゙゙゙		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	/	(出典)厚生労	<b>価少「知</b> 当	
	次世代認定マーク(くるみん) 取得企業数		3,548社	3,801社	4,131社	4,481社	5,019社	/	(山英)厚王为 府県別一般事 画策定届の届 状況」	業主行動計	
	【参考】指標12			実統	責値				(出典)国立社		
	第1子出産前後の女性の継 続就業率		令和2年度 -	令和3年度 69.5%	令和4年度	令和5年度 -	令和6年度 -		ロ問題研究所 基本調査(夫婦 ※上記調査は 期であり、令和	帰調査)」 5~6年周 17年までに	
	〈再掲〉			U9.U/0				/	新しい実績値1 ない予定。		

【参考】指標13		実終	責値			
   週所定労働時間40時間以上	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(出典)総務省「労働力調
の雇用者のうち、週労働時間 60時間以上の雇用者の割合 (アウトカム)	9.0%	8.8%	8.9%	8.4%	8.0%	在」 查」
【参考】指標14		実終	責値			(参考)平成29年度実績
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	値:9.9万人 (出典)総務省「就業構造
家族の介護・看護を理由とす る離職者数	_	_	10.6万人	-	_	基本調査」※上記調査は5 年に1回の調査

達成目標3につ	ついて 自営型テレワークを	と良好な脱耒形態と9々 -	•							
	指標15 自営型テレワークガイドライン 周知セミナー受講者のうち「自	指標の選定理由	「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を周知するため、自営型テレワカーや発注者等向けオンラインセミナーを開催することは有効であると考えられる。そので、セミナー受講者が自営型テレワークガイドラインの概要について理解できたことをアムとして設定。 (参考)自営型テレワークガイドライン周知セミナーの受講者のうち「自営型テレワークのな実施のためのガイドライン」の概要について「理解できた」と回答した者の割合令和2年度実績:80.6%(129人/160人)、令和3年度実績:74.6%(135人/181人)、令和4年度実績:99.0%(96人/97人)、令和5年度実績:97.3%(179人/184人)、令和6年度実績:97.6%(207人/212人)							その中をアウト: -クの適エ
	営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の概要について「理解できた」と回答した者の割合	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	合が99.0%		踏まえ、「よ		· · —··	きた」と回答し や理解できた		
	(アウトカム) ※令和4年度以降	基準値			度ごとの目標 度ごとの実績			目標値	主要な指標	達成
		 令和4年度	令和2年度	T	令和4年度		令和6年度	毎年度		
		99.0%	-	-	80%以上	90%以上	90%以上	90%以上	0	0
			_	ı	99.0%	97.3%	97.6%			
		指標の選定理由	自営型テロ合いを測る		貫する総合3	援サイトを	通じた情報	提供につい <sup>・</sup>	て、サイトの普	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
			令和4年度以前の活動実績は、アクセス数の集計のためのタグの設定に誤りがあることが発覚した。 修正後の活動実績は、推定値で 189,044件(令和2年度)、197,798件(令和3年度)、 標年 202,905件(令和4年度)。 伸び率等の傾向は、修正前後で概ね同様である。 この修正後の数値を基に、過去3年間の平均件数以上とし、過去3年間のアクセス件数の平均が概ね20万件であることから、21万5000件に設定した。							
	指標16 自営型テレワークに関する総 合支援サイト「Home Worker's	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	修正後の 202,905件( 伸び率等 この修正征	令和4年度 の傾向は、何 後の数値を	)。 修正前後で 基に、過去3	既ね同様でる	ある。 ]件数以上と	:し、過去3年	‡(令和3年度	
	自営型テレワークに関する総	度)の設定の根拠	修正後の 202,905件( 伸び率等 この修正征	令和4年度 の傾向は、( 後の数値を 320万件であ	)。 修正前後で 基に、過去3	既ね同様でる 年間の平均 21万5000件	ある。 ]件数以上と	:し、過去3年 :。 	‡(令和3年度 =間のアクセス	ス件数の
	自営型テレワークに関する総 合支援サイト「Home Worker's Web」のアクセス件数		修正後の 202,905件( 伸び率等 この修正征	令和4年度 の傾向は、( 後の数値を 320万件であ	)。 修正前後で 基に、過去3 らることから、	既ね同様でる 年間の平均 21万5000件 票値	ある。 ]件数以上と	:し、過去3年	‡(令和3年度	
	自営型テレワークに関する総 合支援サイト「Home Worker's Web」のアクセス件数	度)の設定の根拠	修正後の 202,905件( 伸び率等) この修正行 平均が概ね	令和4年度 の傾向は、位 後の数値を 320万件であ 年原 令和3年度	)。 修正前後で 基に、過去3 らることから、 度ごとの目棋	既ね同様でる 年間の平均 21万5000件 票値 責値	ある。 ]件数以上と	さし、過去3年 こ。 目標値 毎年度	‡(令和3年度 =間のアクセス	ス件数 <i>σ</i>
	自営型テレワークに関する総 合支援サイト「Home Worker's Web」のアクセス件数	度)の設定の根拠 基準値	修正後の 202,905件( 伸び率等) この修正行 平均が概ね	令和4年度 の傾向は、位 後の数値を 320万件であ 年原	)。 修正前後で 基に、過去3 ることから、 度ごとの目標 度ごとの実績	既ね同様でる 年間の平均 21万5000件 票値 責値	ある。  「件数以上と 中に設定した  令和6年度	こし、過去3年 こ。 目標値	‡(令和3年度 =間のアクセス 主要な指標	ス件数 <i>σ</i>
	自営型テレワークに関する総 合支援サイト「Home Worker's Web」のアクセス件数	度)の設定の根拠 基準値 平成28年度	修正後の 202,905件( 伸び率等) この修正征 平均が概ね 令和2年度 前年度 (429,334 件)以上	令和4年度 の傾向は、( 後の数値を 20万件であ 年 令和3年度 前年度 (556,014	》。 修正前後で 基に、過去3 ることから、 度ごとの目標 をごとの実終 令和4年度 604,440件 以上	既ね同様で 年間の平均 21万5000件 票値 責値 令和5年度 210,443件 以上	ある。 ]件数以上と ‡に設定した 令和6年度 215,000件 以上	し、過去3年 ・ 目標値 毎年度 過去3年間 の平以上	‡(令和3年度 =間のアクセス 主要な指標	ス件数 <i>の</i> 達成
測定指標	自営型テレワークに関する総 合支援サイト「Home Worker's Web」のアクセス件数	度)の設定の根拠 基準値 平成28年度	修正(4) (202,905年) (4) (429,334年) (429,334年) (429,334年) (429,334年) (556,014件 (429,334年) (429,344年) (429,344年) (429,344年) (429,344年) (429,344年) (429,344年) (429,344年) (429,344年) (429,344年) (429,344年) (429,344年) (429,344年) (429,344年) (429,444年) (429,	令和4年は、 のの のの万 中和の のの万 中和の のの万 中和の のの万 中和の のの万 中の のの万 中の のの万 中の のののの ののの	)。 下 を を を を を を を を を を を を を	既ね同様では 21万5000件 に 質値 令和5年度 210,443件 以上 220,166件 ウめ。 ファテ教 ででしている	ある。 3件数以上と 特に設定した 令和6年度 215,000件 238,637件 とができるe・ を始クを生労働	し、過去3年 過去3年 過去3年 過去3均上 ラーニング さるにあった。	‡(令和3年度 =間のアクセス 主要な指標	ス件数の 達成 〇 に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の
測定指標	自営型テレワークに関する総合支援サイト「Home Worker's Web」のアクセス件数 (アウトプット) 指標17 自営型テレワークに関する総合支援サイト「Home Worker's Web」のコンテンツであるe-	度)の設定の根拠 基準値 平成28年度 442,536件	修202,905(を) <t< td=""><td>令の後20万中中かかかかかかかかかかかかののの</td></t<> <td>)。 下 基る で 基る で まる で まる で で もの のの 年 のの のの 年 の に とず いか対学 ー いた で で もの のの で で もの のの で もの ので で で もの ので で で もの ので で で で で で で で で で で で で で で で で で で</td> <td>既ね同様では 21万5000件 に 質値 令和5年度 210,443件 220,166件 ウめ。 フラック ウック ウック フラック フラック フラック フラック フラック フラック フラック フラ</td> <td>ある。 I件数以上と 中和6年度 215,000件 238,637件 とがでめた始労 でめた始労 でいめ動</td> <td>し、 過 一 一 一 一 一 一 一 一 こ の 一 一 こ の 一 一 こ の 一 こ の し た し た こ し た こ し た に が し た に が し た に し に に に し に に に し に に に に に に に に に に に に に</td> <td>‡(令和3年度 目のアクセン 主要な指標 (※)が、再家 (※)が、再家</td> <td>ス件 選 で 一 走 の に のに、 ラ</td>	令の後20万中中かかかかかかかかかかかかののの	)。 下 基る で 基る で まる で まる で で もの のの 年 のの のの 年 の に とず いか対学 ー いた で で もの のの で で もの のの で もの ので で で もの ので で で もの ので で で で で で で で で で で で で で で で で で で	既ね同様では 21万5000件 に 質値 令和5年度 210,443件 220,166件 ウめ。 フラック ウック ウック フラック フラック フラック フラック フラック フラック フラック フラ	ある。 I件数以上と 中和6年度 215,000件 238,637件 とがでめた始労 でめた始労 でいめ動	し、 過 一 一 一 一 一 一 一 一 こ の 一 一 こ の 一 一 こ の 一 こ の し た し た こ し た こ し た に が し た に が し た に し に に に し に に に し に に に に に に に に に に に に に	‡(令和3年度 目のアクセン 主要な指標 (※)が、再家 (※)が、再家	ス件 選 で 一 走 の に のに、 ラ
測定指標	自営型テレワークに関する総合支援サイト「Home Worker's Web」のアクセス件数 (アウトプット) 指標17 自営型テレワークに関する総合支援サイト「Home Worker's Web」のコンテンツであるeーラーニングの受講が「再就職に向けて役に立った」と回答した者の	度)の設定の根拠 基準値 平成28年度 442,536件 指標の選定理由	修202,905でで	令の後20万中中かかかかかかかかかかかかののの <td>)。 逐</td> <td>既 4 21万50004</td> <td>ある。 2件 2件 215,000 年 215,000 238,637件 238,637件 さいかかを生 グロック でいた始労働 でいた始労働 でった。</td> <td>し、 過の 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 こ 一 一 こ 一 こ 一 こ 一 こ 一 こ も に の し に の し に の し に の し に の し に の し に の に に の に の に の に の に の に の に の に に の に に に に に に に に に に に に に</td> <td>‡(令和3年度 主間のアクセク 主要な指標 (※)が、再 を 大のにおい、 (**)が、者 も たのによい、 (**)、 (**)、 (**)が、(**)が、(*</td> <td>ス件 選 で 一 走 の に 。 に 。 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。</td>	)。 逐	既 4 21万50004	ある。 2件 2件 215,000 年 215,000 238,637件 238,637件 さいかかを生 グロック でいた始労働 でいた始労働 でった。	し、 過の 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 こ 一 一 こ 一 こ 一 こ 一 こ 一 こ も に の し に の し に の し に の し に の し に の し に の に に の に の に の に の に の に の に の に に の に に に に に に に に に に に に に	‡(令和3年度 主間のアクセク 主要な指標 (※)が、再 を 大のにおい、 (**)が、者 も たのによい、 (**)、 (**)、 (**)が、(**)が、(*	ス件 選 で 一 走 の に 。 に 。 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。
測定指標	自営型テレワークに関する総合支援サイト「Home Worker's Web」のアクセス件数 (アウトプット) 指標17 自営型テレワークに関する総合支援サイト「Home Worker's Web」のコンテンツであるe-ラーニングについて、e-ラーニングの受講が「再就職に向け	度)の設定の根拠 基準値 平成28年度 442,536件 指標の選定理由	修202,905中ででで	令の後22中大大 <td>)。 逐</td> <td>既 4 2 1 0 5 0 0 0 4 で 2 1 0 5 0 0 0 4 で 2 1 0 5 0 0 0 4 で 2 1 0 5 0 0 0 6 で 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td> <td>ある。 2件 2件 215,000 年 215,000 238,637件 238,637件 さいかかを生 グロック でいた始労働 でいた始労働 でった。</td> <td>し、 過の 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 こ 一 一 こ 一 こ 一 こ 一 こ 一 こ 一 こ も に の し に の し に の し に の し に の し に の に に の に の に の に の に の に の に に に に に に に に に に に に に</td> <td>‡(令和3年度 主間のアクセク 主要な指標 (※)が、再 を 大のにおい、 (**)が、者 も たのによい、 (**)、 (**)、 (**)が、(**)が、(*</td> <td>ス件 選 で 一 走 の に のに、 ラ</td>	)。 逐	既 4 2 1 0 5 0 0 0 4 で 2 1 0 5 0 0 0 4 で 2 1 0 5 0 0 0 4 で 2 1 0 5 0 0 0 6 で 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	ある。 2件 2件 215,000 年 215,000 238,637件 238,637件 さいかかを生 グロック でいた始労働 でいた始労働 でった。	し、 過の 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 こ 一 一 こ 一 こ 一 こ 一 こ 一 こ 一 こ も に の し に の し に の し に の し に の し に の に に の に の に の に の に の に の に に に に に に に に に に に に に	‡(令和3年度 主間のアクセク 主要な指標 (※)が、再 を 大のにおい、 (**)が、者 も たのによい、 (**)、 (**)、 (**)が、(**)が、(*	ス件 選 で 一 走 の に のに、 ラ
測定指標	自営型テレワークに関する総合支援サイト「Home Worker's Web」のアクセス件数(アウトプット) 指標17 自営型テレワークに関する総合支援サイト「Home Worker's Web」のコンテンツであるe-ラーニングについて、e-ラーニングの受講が「再就職について、e-ラーニングの受講が「再就職にもの割合	度)の設定の根拠 基準値 平成28年度 442,536件 指標の選定理由	修2020年平令前(4件)会※いたポ (二し)(2020年のが年度(4件)を(4件)を(556,014件)の一型のル (200)会一型のル (200)会で一型のル (200)の(6年)(6年)で一型のル (200)会の(6年)は(6年)にの(6年)にの(6年)にの(6年)にの(6年)にのの(6年)のの <t< td=""><td>令の後22中大大<td>()<!--</td--><td>既 4 1 1 5 1 5 1 5 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 7 6 1 6 1 6 1 7 7 7 7</td><td>ある。 2件に 中 中 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年</td><td>し、 過の 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一</td><td>‡(令和3年度 主間のアクセス 主要な指標 (※)が、再のに が、者名えて (120人)、人 (120人) (118人) る。</td><td>ス 件 達 の に 験約し e-ら のに、 ラ算</td></td></td></t<>	令の後22中大大 <td>()<!--</td--><td>既 4 1 1 5 1 5 1 5 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 7 6 1 6 1 6 1 7 7 7 7</td><td>ある。 2件に 中 中 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年</td><td>し、 過の 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一</td><td>‡(令和3年度 主間のアクセス 主要な指標 (※)が、再のに が、者名えて (120人)、人 (120人) (118人) る。</td><td>ス 件 達 の に 験約し e-ら のに、 ラ算</td></td>	() </td <td>既 4 1 1 5 1 5 1 5 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 7 6 1 6 1 6 1 7 7 7 7</td> <td>ある。 2件に 中 中 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年</td> <td>し、 過の 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一</td> <td>‡(令和3年度 主間のアクセス 主要な指標 (※)が、再のに が、者名えて (120人)、人 (120人) (118人) る。</td> <td>ス 件 達 の に 験約し e-ら のに、 ラ算</td>	既 4 1 1 5 1 5 1 5 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 7 6 1 6 1 6 1 7 7 7 7	ある。 2件に 中 中 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	し、 過の 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	‡(令和3年度 主間のアクセス 主要な指標 (※)が、再のに が、者名えて (120人)、人 (120人) (118人) る。	ス 件 達 の に 験約し e-ら のに、 ラ算
測定指標	自営型テレワークに関する総合支援サイト「Home Worker's Web」のアクセス件数(アウトプット) 指標17 自営型テレワークに関する総合支援サイト「Home Worker's Web」のコンテンツであるe-ラーニングについて、e-ラーニングの受講が「再就職について、e-ラーニングの受講が「再就職にもの割合	度)の設定の根拠 基準値 平成28年度 442,536件 指標の選定理由	修2020年平令前(4件)会※いたポ (二し)(2020年のが年度(4件)を(4件)を(556,014件)の一型のル (200)会一型のル (200)会で一型のル (200)の(6年)(6年)で一型のル (200)会の(6年)は(6年)にの(6年)にの(6年)にの(6年)にの(6年)にのの(6年)のの <t< td=""><td>令の後20中中ののの<td>()<!--</td--><td>既 4 1 1 5 1 5 1 5 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 7 6 1 6 1 6 1 7 7 7 7</td><td>ある。 2件に 中 中 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年</td><td>し、 過の 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一</td><td>‡(令和3年度 主間のアクセス 主要な指標 (※)が、再のに が、者名えて (120人)、人 (120人) (118人) る。</td><td>ス 件 達 の に 験約し e-ら のに、 ラ算</td></td></td></t<>	令の後20中中ののの <td>()<!--</td--><td>既 4 1 1 5 1 5 1 5 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 7 6 1 6 1 6 1 7 7 7 7</td><td>ある。 2件に 中 中 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年</td><td>し、 過の 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一</td><td>‡(令和3年度 主間のアクセス 主要な指標 (※)が、再のに が、者名えて (120人)、人 (120人) (118人) る。</td><td>ス 件 達 の に 験約し e-ら のに、 ラ算</td></td>	() </td <td>既 4 1 1 5 1 5 1 5 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 7 6 1 6 1 6 1 7 7 7 7</td> <td>ある。 2件に 中 中 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年</td> <td>し、 過の 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一</td> <td>‡(令和3年度 主間のアクセス 主要な指標 (※)が、再のに が、者名えて (120人)、人 (120人) (118人) る。</td> <td>ス 件 達 の に 験約し e-ら のに、 ラ算</td>	既 4 1 1 5 1 5 1 5 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 7 6 1 6 1 6 1 7 7 7 7	ある。 2件に 中 中 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	し、 過の 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	‡(令和3年度 主間のアクセス 主要な指標 (※)が、再のに が、者名えて (120人)、人 (120人) (118人) る。	ス 件 達 の に 験約し e-ら のに、 ラ算

#### 本事業の最終目的は、発注者との取引上のトラブルなど、問題を抱えているフリーランスか らの相談を受け、弁護士がその問題が解決するように導き、引き続き安心してフリーランスと して働くことができるようにしていくことであるため、本事業の相談窓口で弁護士に相談したこ とに対する満足度すなわち相談窓口の有用度をアウトカムとして設定した。 指標の選定理由 (参考) 令和6年度実績値74.8%は分母∶フリーランス・トラブル110番相談窓口相談者向けのアン 指標18 ケート回答者数人数(5,830人)、分子:アンケートにて「とても満足」、「満足」と回答した人数 (4,363人)から算出したもの。 フリーランス・トラブル110番相 談窓口について、相談者が 目標値(水準・目標年 「とても満足」、「満足」と回答 目標値は、昨年度の実績水準を維持することを目標に80%と設定する。 度)の設定の根拠 したものの割合 (アウトカム) 年度ごとの目標値 主要な指標 基準値 目標値 達成 年度ごとの実績値 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 毎年度 80%以上 80%以上 80%以上 80%以上 80%以上 80%以上 Δ 89.2% 77.6% 80.1% 77.7% 74.8% 実績値 【参考】指標19 令和2年度 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 フリーランス・トラブル110番相 1,332件 4,072件 6,884件 8,986件 12,323件 談窓口における相談件数 ※11月から

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

|第18回政策評価に関する有識者会議労働ワーキンググループ(令和7年7月16日開催)で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏ま |え、以下に示すような対応を行った。

#### 【達成目標1の指標1について】

①M字カーブが解消してきており、今後はL字カーブも検討したいという話もあったが、是非、その方向で検討いただきたい。参考指標6(第1子出産前後の女性の継続就業率)のところでベースとなる調査自体が、5、6年ごとにしか行われないということもあるので、L字カーブに着目し、それを定点観測するなど、次回に参考指標に盛り込んでいただきたい。

指標1については、L字カーブに変更していくことが必要ではないか。労働力調査での25歳から44歳の女性の正規雇用比率なども指標として考えられるのではないか。

⇒指標1については、「目標値の設定の根拠」欄にも記載のとおり、第5次男女共同参画基本計画において目標値として定められているものである。現在、第6次男女共同参画基本計画の策定に向けた議論が行われており、その動向も注視して参りたい。

#### 【達成目標2の指標9について】

②経団連も男性の育児休業について様々な機会に呼び掛けているところ、率だけではなく、期間を見ることも必要との認識に立って議論してる。先般、次世代法の指針の中に男性の育児休業取得期間について目標を設定することが望ましいということが盛り込まれたと承知しており、例えば、男性の育児休業取得期間に関する目標を設定している企業の割合なども参考の指標に入れ込むことも、検討の課題としていただきたい。

育児休業の取得期間は大変重要。取得期間について、目標を設定している企業の割合といったことも意見としてあったが、もう少しダイレクトに男性の育児休業取得期間を設定するということもあり得るのではないか。令和5年度は、男性で育休から職場復帰した方のうち、58.1%が1か月未満の取得ということから、1か月以上取得した男性の割合ということも、考えられるのではないか。

⇒育児休業の取得促進に係る政府目標としては、現状、男性の育休取得率として2025年までに50%、2030年までに85%という目標を設定しているところ、まずはこの達成を目指して取組を進めていきたいと考えているが、ご指摘も踏まえ、雇用均等基本調査において、「取得期間別育児休業からの復帰者割合」を調査しているところ、育児休業から復職した男性労働者のうち、1ヶ月以上取得した割合(現状41.9%(令和5年度))を参考指標として設定する。

# 【達成目標1の指標2及び達成目標2の指標9について】

③来年の目標はこうだといって目標値を定め、なかなか急に変わらないというのは、理解するが、本来は例えば測定指標2(民間企業の課長相当職に占める女性割合)で到達すべきところは男女同じ割合なのではないか。測定指標9(男性の育児休業取得率)であれば、ほぼ男女で変わらないというのが長期的には向かうべきところなのではないかとも思う。そうすると、本当はそこが長期的な目標だが、現時点では、これを目標にするというような、そういうところがにじみ出るように書いていただけないか。

ここの問題が、平等権とか何か、人権と社会構造に関わる問題なので、本来50であるべきところを今15や20が目標というのは、なかなか届きにく いが、まずはここから始め、最後はここに向かおうとしているというところが出ないといけない。つまり、すぐ変えていくというよりも、そういう長期的に 本来いくべき目標というのを何か記載できないか。

⇒達成目標については、施策目標(女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等 を推進すること)の実現に向けて分野ごとに抽出された課題に対応し、当該課題を解決するために達成すべき状態を定性的に設定し、記載してい

その上で、測定指標における目標値は、各達成目標の達成度合いを数値で測定するために、現状を踏まえつつ一定の期間を区切って設定し、当 該期間内の各年度の目標値に反映している。

この点、現状、男女でギャップがあることを問題意識として十分に持ちつつ、当面の重点的な取組課題に対応した目標値として、例えば、測定指標 9については、長期的な達成目標として「男女ともに仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境を整備する企業の取組を推進するとともに、男性に よる育児を促進する」という目標を掲げた上で、令和7年までという期間を区切って、足下の取得率を踏まえて男性の育休取得率50%とすることを 測定指標上の目標値として設定し、年度ごとの目標値に反映しているものである。

# 学識経験を有する者の知

見の活用

#### 【達成目標2の指標10について】

④イクメンプロジェクトについては「共育(トモイク)プロジェクト」に引き継がれるということだが、「共育プロジェクト」の趣旨に鑑みても、同じようにアク セス件数というもので目標値を設定することが妥当だと考えているのか。「共育」の趣旨として、ワンオペをなくし共に育てるということが要点ならば、 例えば男性の家事・育児時間の伸長を目標とすることも、検討の余地があるのではないか。

|⇒本事業が広報・普及啓発事業であることも踏まえつつ、年単位で把握、通年比較ができ、かつ、「共育」の推進を測る上で妥当な指標について、 |改めて検討する。

⑤イクメンプロジェクトに関して、「施策の分析」の有効性の評価において、「実際に男性の育児休業取得率向上という結果につながるなど一定の効果も上げている」とあるが、サイトへのアクセス件数と取得率向上の因果関係を示すようなものがあるのか。

⇒育休取得率の向上は、複合的な要因によるものであり、事業サイトアクセス数と育休取得率の相関関係を示すことは難しいが、累次の育児・介 護休業法の改正事項をサイト上で周知したり、先進企業の事例紹介、及び男性の育児休業取得促進に向けたセミナーや研修教材をサイト上で提供すること等により男性の育児休業取得率向上に一定寄与したと考えている。

本事業が広報・普及啓発事業であることも踏まえつつ、年単位で把握、通年比較ができ、かつ、「共育」の推進を測る上で妥当な指標について、改めて検討する。

#### 【達成目標3について】

⑥フリーランス法に関する指標18として「フリーランス・トラブル110番の満足度」があるが、それ以外に、法施行に併せて全国の労基署で設置した労働者性の相談窓口における相談件数なども含めて、少し指標を追加していくことも必要ではないか。

⇒令和6年11月に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法の施行状況を用いて分析評価できるよう、通年での実態等がわかる令和8年度以降において、都道府県労働局における法施行状況といった適切な指標の設定を検討してまいりたい。

#### 【達成目標3の指標18について】

⑦フリーランス・トラブル110番についてフリーランス法が施行されたのは去年だが、フリーランス・トラブル110番の相談窓口における相談件数はずっと右肩上がりに上がっている。この相談内容は、いわゆる報酬のカットや未払い、変更などといったものもあれば、本政策目標の対象となっている家庭生活、育児との関わりなど、いろいろなものがあり得ると思うが、ここでの相談件数の数と、その指標18で相談者が「とても満足」、「満足」と回答したものの割合というのは、これは全部含んでの相談件数ということか。

⇒参考指標19「フリーランス・トラブル110番相談窓口における相談件数」及び指標18の「とても満足」「満足」と回答したものの割合の中には、報酬の支払いに関する内容などの本政策目標対象外の相談も含めている。

⑧政策目標の設定をどうするかにも関わると思うが、フリーランス法が下請法との関連での報酬の支払等に関するところと、ハラスメント防止に対する配慮や育児や家庭生活との両立など幾つかの種類がある。その中で、本政策目標との関わりに絞り、ある程度切り分けた上で、具体的に、家庭生活の両立についてフリーランス法との関わりで、どういう対応をしたかというような、ある程度性質を絞った分析と評価、それから取組というものも今後は必要になると考えられるので、そういった点について今後は検討いただきたい。

事業主がフリーランスに対して、どういう配慮をしたらいいのかというのは、相談の中から何が問題になって、どういう配慮が事業主に可能なのか ということを、これから練り上げていく必要があるかと思うので、指針になるようなものが政策目標との関わりで出てくれば、とてもいいことだと思う。

⇒都道府県労働局における法施行状況といった適切な指標の設定を検討してまいりたい。

#### 【全体(指標の集計)について】

⑨均等法関係の施行状況について集計が間に合ってないことについて、なぜそうなるのかというところが気になり、省力化も必要と提案。他の厚生 労働省関係でも同じような相談関係の数字について精査しているところがあり、統計調査関係でいろいろな事例もあったため、きっちりやらなくては いけないことは理解するものも、割り切る部分も必要なのではないか。

集計を間違いなくというのはすばらしいと思うが、まだ手作業に依存しているところで間違いが起こるかもしれないということがあり時間が掛かっているという方法の問題もあり、もう少しタイムリーに集計できるためには、手作業が必要な部分は残しつつ業務的なDXなどを使って効率化をお願いしたい。

⇒均等関係法令の施行状況については、労働局から提出される業務報告を本省でとりまとめることにより集計しているところであるが、今後は、システムにおいて均等関係法令の施行状況を把握するなど、効率化を図ってまいりたい。

### 目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】 (判定結果) B【目標達成に向けて進展あり】 (判定理由) 【達成目標1:男女雇用機会均等法等の履行確保等により労働者が性別により差別されることなく、また働く女性 |が母性を尊重され、併せてハラスメントのない職場を整備することによりその能力を十分に発揮できる職場づくりを |目指すとともに、女性の活躍推進を図る】 指標1の労働力調査における25歳~44歳の女性就業率については、令和6年度の目標値である81.3%を上回る |81.9%となり、目標を達成した。 ・ 指標2の民間企業の課長相当職に占める女性の割合については、令和6年度の目標である16.9%は上回らな かったが、令和2年度の目標値15.0%に対する11.5%(達成率76.7%)から、令和6年度の目標値16.9%に対する |15.9%(達成率94.1%)に上昇しており、概ね達成したと言える。 ・ 指標3のハラスメント防止対策を措置するよう行政指導された事業所のうち、措置を講じた事業所割合について |は、令和6年度の数値は目標値である90%を上回る97.9%となり、目標を達成した。 ・ 指標4の常用労働者100人(令和3年度までは300人)以下の事業主の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動 |計画策定届届出件数については、令和6年度の目標値である9,900社を上回る10,478社となり、目標を達成した。 指標5の女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)を受けた企業数については、令和6年度の目標値である 3,000社を上回る3,458社となり、目標を達成した。 【達成目標2:男女ともに仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境を整備する企業の取組を推進するとともに、男 |性による育児を促進する】 指標9については、目標値である39%を上回る40.5%となり、目標を達成した。 総合判定 指標10については、未達成となったが、令和5年度内においてアクセス解析ツールの仕様が変更(UA→GA4)と なったこと(ページの再読込み等が1アクセスと計上されなくなるなど、従前よりアクセス数が少なく計上される仕様と なっている。)による影響もあることにも留意が必要。また、男性の育児休業取得率が上昇したこと等を踏まえ、令和 |7年度からは「共育(トモイク)プロジェクト」として共育てを推進するプロジェクトへ移行する等の見直しを行っている。 【達成目標3:自営型テレワークを良好な就業形態とするための環境整備を行うと共に、フリーランスとして安心し て働ける環境を整備する】 ・ 指標15については、自営型テレワークガイドライン周知セミナーを行い、受講者におけるガイドラインの理解度に ついて目標値である90%以上を達成した。 ・ 指標16については、ポータルサイトの活用を促すための取組(SNS等での周知)を行うことで、目標値であるアクセ ス件数215,000件以上を達成した。 指標17については、ポータルサイト上でe-ラーニングを設け、自営型テレワーカーとして働いている人・働きたい。 人にとって有用な情報を提供することで、目標値である95%以上を達成した。 指標18については、目標(80%以上)には届かなかったものの、相談窓口で弁護士が丁寧な相談対応を行った結 果、「とても満足」「満足」と回答した割合は74.8%となり、目標を概ね達成した。 【総括】 以上より、主要な測定指標以外の指標の一部の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「〇」 であり、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられることから、判定結果 |は③【相当程度進展あり】に区分されるものとして、B(達成に向けて進展あり)と判定した。

#### (有効性の評価)

【達成目標1:男女雇用機会均等法等の履行確保等により労働者が性別により差別されることなく、また働く女性が母性を尊重され、併せてハラスメントのない職場を整備することによりその能力を十分に発揮できる職場づくりを目指すとともに、女性の活躍推進を図る】

- ・ 指標1・2については、目標を(概ね)達成できていることから、男女雇用機会均等法等の履行確保等の施策が有効に機能していると評価できる。
- ・ 指標3については、目標を達成できていることから、ハラスメントのない職場を整備するための施策が有効に機能 していると評価できる。
- ・ 指標4・5については、目標を達成できていることから、女性活躍推進法に基づく各種取組が、企業の女性活躍推進に向けた雇用管理改善に寄与していると評価できる。

# 【達成目標2:男女ともに仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境を整備する企業の取組を推進するとともに、男性による育児を促進する】

- ・ 指標9については、令和6年度実績値(直近実績)は目標値である39%を上回る40.5%となり、目標を達成したところであり、令和3年改正法(男性の育児休業取得促進等に係る改正。令和4年10月1日施行)及び両立支援等助成金の支給による中小企業への支援等が有効に機能したものと考えられる。
- ・ 指標10については、目標未達(×)となったが、その要因としては、令和5年度内においてアクセス解析ツールの仕様が変更(UA→GA4)となったこと(ページの再読込み等が1アクセスと計上されなくなるなど、従前よりアクセス数が少なく計上される仕様となっている。)による影響のほか、男性の育児休業取得率自体は上昇が見られる中で「イクメン」という用語自体に違和感を感じる層も出てきていることが考えられる。なお、本サイトにおいては、若者向けの動画コンテンツを公開した時期に大きくアクセス数が増加しているなど、普及啓発を狙ったターゲット層への効果も上げており、実際に男性の育児休業取得率向上という結果につながるなど一定の効果も上げているところである。

#### 【達成目標3:自営型テレワークを良好な就業形態とするための環境整備を行うと共に、フリーランスとして安心し て働ける環境を整備する】

- ・ 指標15~17については、目標値を上回っていることから、自営型テレワーカーの就業環境整備に係る施策が有効 に機能していると評価できる。
- ・ 指標18については、概ね達成した。満足度の水準低下については、参考指標19で読み取れるように、事業開始から一定期間が経過する中で事業の知名度が向上し、相談件数が顕著に増加する中で、相談対応に対する相談者の期待が従前よりも高まっていることが要因と考える。しかしながら、満足度75%程度を維持しており、「フリーランスと発注者との間の取引上のトラブル」という極めて広範な法的領域にわたる相談対応を行う事業遂行の困難さを踏まえると、依然として有効な取組が実施されていると評価することができる。

#### (効率性の評価)

【達成目標1:男女雇用機会均等法等の履行確保等により労働者が性別により差別されることなく、また働く女性が母性を尊重され、併せてハラスメントのない職場を整備することによりその能力を十分に発揮できる職場づくりを目指すとともに、女性の活躍推進を図る】

施策の分析

・ 相談件数等が増えている中、限られた予算・人員で、指標1~5について、全ての目標で概ね目標を達成できており、性別を理由とする差別的取扱いや職場におけるハラスメントを防止し、男女雇用機会均等法等の確実な履行確保をなされていると考えられるため、効率的な取組が行われていると評価できる。

# 【達成目標2:男女ともに仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境を整備する企業の取組を推進するとともに、男性による育児を促進する】

- |・ 指標9については、関連予算額は令和6年度は令和5年度と比べほぼ同様である中、指標の令和65年度実績値 |は令和45年度から大きく伸び、目標を達成したところであり、効率的な取組が行われていると評価できる。
- ・ 指標10については、上述の動画コンテンツの公表に合わせて実施した動画広告についても、一日当たりの再生回数が多く、CPM(再生回数1000回当たりの費用)を低廉に抑えることができているなど、効率的な実施と評価できる。

#### 【達成目標3:自営型テレワークを良好な就業形態とするための環境整備を行うと共に、フリーランスとして安心し て働ける環境を整備する】

- ・ 指標15~17については、近年予算額が横ばいの中、目標を達成できていることから効率的な取組が行われていると評価できる。
- ・ 指標18に関し、令和6年度は令和4年度と比較して概ね2倍程度の相談対応が可能となるよう体制を拡充したところであるが、令和6年度の相談実績は令和4年度と比べて概ね2倍程度となり、また、一定程度の満足度も維持していることから、効率的な取組が実施されていると評価できる。

#### (現状分析)

【達成目標1:男女雇用機会均等法等の履行確保等により労働者が性別により差別されることなく、また働く女性が母性を尊重され、併せてハラスメントのない職場を整備することによりその能力を十分に発揮できる職場づくりを目指すとともに、女性の活躍推進を図る】

指標1~5については、着実に取組が進んでいると考えられる。

#### |【達成目標2:男女ともに仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境を整備する企業の取組を推進するとともに、男 |性による育児を促進する】

- |・ 指標9については、毎年順調に上昇し、令和3年の改正法(令和4年10月1日施行)の効果も確実に出ているとこ |ろであり、着実に取組が進んでいると考えられる。
- |・ 指標10については、「イクメン」の事業名称等の見直しに伴い、サイトについてもリニューアルを検討中のため、新 |事業サイトにおいて、効果的・効率的な取組の推進を図っていく。

# 【達成目標3: 自営型テレワークを良好な就業形態とするための環境整備を行うと共に、フリーランスとして安心して働ける環境を整備する】

- ・ 指標15~17については、着実に取組が進んでいると考えられる。
- ・ 指標18については、相談件数が急増している中で、概ね目標を達成しているところであり、目標達成に向けて進 展していると評価している。

評価結果と 今後の方向性

### 

・ 指標1~5については、引き続き、目標達成に向け、着実に取組を進めていく。

#### 次期目標等への 反映の方向性

参考 · 関連資料等

【達成目標2:男女ともに仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境を整備する企業の取組を推進するとともに、男性による育児を促進する】

- ・ 指標9については、引き続き、目標達成に向け、令和6年改正育児・介護休業法の周知・啓発を始めとした取組 を、着実に進めていく。
- 指標10については、「イクメン」の事業名称等の見直しに伴い、新事業サイトの立ち上げを検討中のため、新事業サイトにおいて、効果的・効率的な取組の推進を図っていく。

# 【達成目標3: 自営型テレワークを良好な就業形態とするための環境整備を行うと共に、フリーランスとして安心して働ける環境を整備する】

- ・ 指標15については、令和7年度において、セミナーを行う予定はないため廃止する。
- 指標16~18については、引き続き、目標達成に向け、着実に取組を進めていく。

・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)、労働施策の総合的な推進並びに労働者の 雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第 64号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)、次世代育成支援対策推進法(平成15 年法律第120号)、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)(右記検索サイトから検索できます) URL: https://laws.e-gov.go.jp/

- · 労働力調査(総務省) URL:https://www.stat.go.jp/data/roudou/index.html
- · 男女共同参画基本計画(内閣府) URL:https://www.gender.go.jp/about\_danjo/basic\_plans/index.html
- 賃金構造基本統計調査(厚生労働省) URL: https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html
- ・ 出生動向基本調査(国立社会保障・人口問題研究所) URL∶https://www.ipss.go.jp/site-ad/index\_japanese/shussho-index.html
- ・「都道府県労働局雇用環境・均等部(室)における雇用均等関係法令の施行状況について」(厚生労働省)
  - URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000167772.html
- ・ 女性の活躍推進企業データベース URL:https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/
- |・ 雇用均等基本調査(厚生労働省) URL:https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-23.html
- ・「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」(厚生労働省) URL:https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/sekoujyoukyou.html
- 令和4年就業構造基本調査(総務省) URL: https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/index2.html
- ・ ホームワーカーズウェブ URL:https://homeworkers.mhlw.go.jp/
- フリーランス・トラブル110番 URL: https://freelance110.mhlw.go.jp/
- · 「フリーランスとして業務を行う方·フリーランスの方に業務を委託する事業者の方へ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyoukintou/zaitaku/index\_00002.html

担当部	号名 政策	雇用環境・均等局 策統括官(統計・情 みシステム管理、労 使関係担当)	作成責任者名	(雇用環境·均等局) 総務課長 山田 総会 物等課長 雇用機会 均等課長 職業生活再立課長 上田 真由美 在宅労働課長 千葉 裕子	政策評価実施時期	令和7年7月
		Z   24   11   12   12   13   14   15   15   15   15   15   15   15		(政策統括官(統計・ 情報システム管理、労 使関係担当)) 世帯統計官 笹木 義勝		